

集団的自衛権容認には断固反対する

公教育計画学会理事会

集団的自衛権の容認に向けて憲法解釈の変更が議論されているが、私たち教育研究、教育実践に携わる者は集団的自衛権容認には反対する。「子どもたちを二度と戦場に送らない」とは、心ある教職員の戦後再出発の折に心に刻んだ気概であり決意であった。平和主義と戦争放棄を掲げる日本国憲法の下にあって、こうした歴史的理念は失われてはならないと考える。

集団的自衛権容認とは、政府の説明から解釈すると、アメリカ（軍）との連携のためのようである。しかし、今更、日本とアメリカ合衆国間の関係から言えば、集団的自衛権などということを敢えて強調しなくても、すでに二国間には軍事同盟である日米安全保障条約がある。ただ、周知のように日米安保条約は片務的な軍事同盟である。つまり、アメリカが攻撃対象となっても、日本は軍事紛争に参加できないことになっている。それは日米安保条約が日本軍国主義を復活させずに「反共の防波堤」を極東アジアに構築するというアメリカの極東戦略を前提に締結された条約であり、日本の積極的姿勢、つまり直接的軍事行動を期待しないものだからである。こうした安保条約の構造の下に、日本政府は経済を優先し、軍事はアメリカに任せるという政策方針を選択してきた。アメリカも日本の軍事力には期待せず、バイ・アメリカン（アメリカの市場）として、それなりの日本経済の成長があればいいという方針を堅持してきたのである。

集団的自衛権容認論の本質は、この安保条約を形ばかりの対等な攻守同盟に切り替えること、つまり集団的自衛権に関する解釈改憲の主要な目的はこの点なのである。したがって、集団的自衛権容認は、中国やロシア、あるいは韓国、台湾、フィリピンといった国々との新たな軍事的連携ではなく、アメリカ一国との間に「対等」性を構築することのみが目的である。しかし、軍事的「対等」といっても、年間の軍事費 60 兆円の国と、4 兆円超の国の間で「対等」はあり得ない。

結局は、アメリカの世界的な軍事戦略の一部を担わされることであり、具体的に直接的軍事力行使の一翼を担うことを許容し、アメリカの世界戦略のもとでの軍事的追従を公約するとともに、僅かな対等意識や、グローバル展開をする日本企業等の社員を軍事力で保護することが可能だという浅薄な机上の軍事論でナショナリズムを満足させることが何になるだろうか。

外交努力を抜きにし、いたずらに危機感を演出しながら、浮かれた対等意識やナショナリズムだけを強調しつつ容認への道を突き進むのは、マッカーサーが精神的に「中学三年生」と揶揄した戦前日本の軍国主義者と同様であり、集団的自衛権容認がもたらす国民への影響を考慮しない安倍政権の目論見には断固反対しなければならない。

そもそも「集団的」自衛権は、急迫不正の他国からの侵害に対し、真にやむを得ない防衛手段を取る主権国家の権利としての本来的な自衛権とは異なる概念であり、国際連合憲章 51 条を根拠とすることから分かるように、国際連合を絶対的善とする立場から提唱されている概念でしかない。

平和主義と戦争放棄を掲げる日本国憲法の下で、立憲以来 70 年近くの星霜の間、（個別

的) 自衛権を放棄したのか否か、あるいは自衛のための軍隊を保持して自衛戦争を行うことができるのかどうかという議論をし続けてきたことは周知のことであろう。しかも、その論理的な決着は未だついていないのである。それにも関わらず、一足飛びに集団的自衛権の行使・容認を可能にすべく、従来の政府見解を変更するのは、憲法制定の動機にして基本原理の第一である平和主義を、政府（行政権）の独善的、恣意的解釈によって廃棄する蛮行に他ならないのである。

周知のように文部科学省は、中学校における社会科で「日本国憲法が最高法規であること」に着目させ、日本国憲法の平和主義について学習させている。しかも、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないように望み、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、国の安全と生存を保持しよう」と願い、国際紛争解決の手段としての戦争を放棄し、陸海空軍その他の戦力を保持しないことを決意したこと」を理解させるよう指導の観点を記している。集団的自衛権容認の議論は、現行の文科省が展開する憲法学習を否定するものであり、政府自らが「最高法規」としての憲法から逸脱するという非教育的行為を白日の下で行っているということである。

こうした集団的自衛権容認に見られる解釈改憲を成し遂げた先には、憲法の改正を企図していることは容易に想像できる。しかし、平和主義・国民主権・人権の尊重という基本原理を空しくあるいは否定する改正は、現行の改正手続を持ってしてもなし得ないのである。改憲の限界は、憲法 99 条が定める国務大臣や国会議員初め公務員等の憲法尊重擁護義務が何よりも根拠付けているのである。

現国会は、周知の通り、いわゆる 1 票の格差が解消されていない選挙によって成立したものである。それ故に、その国会に基盤を置く第二次安倍政権の正統性は最早疑わしいと断ぜざるを得ない。

主権者国民の意思を無視し、かつ、法の支配と立憲主義を全うに理解することなく、行政権の恣意的解釈により憲法原理を蹂躪するという手法を私たちは決して許してはならない。

以上の理由において、私達は解釈改憲を通しての集団的自衛権の容認という蛮行について断固反対するものである。